

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

天皇・皇后両陛下におかれましては、7月24日から28日まで、那須御用邸に行幸啓あそばされました。この間におきまして、私は、最近の県内の状況等について御説明を申し上げますとともに、本県産の花等を献上し、御機嫌を奉伺いたしました。

また、この夏は、本県出身の若きアスリートたちが、世界を舞台に活躍し、私たちに大きな希望と活力を与えてくれました。

8月にオーストラリアで開催された第12回パンパシフィック水泳選手権において、萩野公介選手が男子400m個人メドレー及び200m個人メドレーの2種目で金メダルを、400m自由形など3種目で銀メダルを獲得する快挙を成し遂げられました。

同じく8月にロシアで開催された第32回世界柔道選手権大会の男子66kg級において、海老沼匡選手が金メダルを獲得し、同大会において3連覇という偉業を達成されました。

お二人の活躍は、県民にとっての誇りであり、子どもたちの憧れでもあります。その輝かしい功績をたたえ、「栃木県スポーツ功労賞」を贈呈し、今後の更なる活躍に期待を込めて、エールを送りたいと思います。

一方で、今年の夏は、全国各地で記録的な豪雨が相次ぎ、特に広島市においては、8月20日未明に大規模な土砂災害が発生し、70名を超える多くの方が犠牲となるなど、甚大な被害をもたらしました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた

方々に心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧と被災された方々の生活の再建を願ってやみません。

本県におきましても、8月10日に壬生町、鹿沼市及び栃木市において発生した竜巻により、2名の方が負傷されたほか、住宅や農作物、農林業用施設等に大きな被害が発生いたしました。改めまして、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、8月21日付けで栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用するとともに、施設の再建等に対する国の支援を活用するなど、引き続き被災農林業者への対応に万全を期して参ります。

次に、指定廃棄物の最終処分場への対応についてであります。

去る7月30日に、本県の指定廃棄物処分場の詳細調査候補地として、国から塩谷町寺島入の国有地が提示されました。塩谷町民の皆様におかれましては、様々な疑問、そして不安をお持ちのことと思います。

本県の指定廃棄物につきましては、県内各地に分散保管されておりますが、自然災害の発生状況や保管期間の長期化による農家や事業者の皆様の精神的重圧を考えると、一日も早く安全な処分場を設置し、適正に処理する必要があります。

処分場の整備を進めていく上で最も重要なことは、地元の皆様の御理解でありますことから、県といたしましては、国に対し、選定に至った経過等について、分かりやすい説明を行うよう要請しているところであり、また、先に設置した「栃木県指定廃棄物処分等有識者会議」の御意見等を伺いながら、国の選定経過等を検証し、地元の皆様の疑問や不安に一つひとつ丁寧に対応して参ります。

次に、第27回全国健康福祉祭とちぎ大会「ねんりんピック栃木2014」についてであります。

常陸宮・同妃両殿下の御臨席の下、「咲かせよう！ 長寿の花を栃木路で」を大会テーマに、来る10月4日から7日までの4日間、「ねんりんピック栃木2014」を開催いたします。

全国から約1万人の選手団をお迎えし、県内20市町でスポーツ・文化の交流大会を実施するほか、健康や福祉に関する様々なイベントを開催することにより、「健康長寿とちぎづくり」に向けた気運の醸成を図るとともに、本県の魅力のPRや、観光誘客にもつなげ、とちぎの元気を全国に発信する大会にして参りたいと考えております。

来県される皆様をおもてなしの心で温かくお迎えするとともに、大会の成功に向け、市町及び関係者等とともに県を挙げて取り組んで参りますので、議員各位におかれましても、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算3件、条例12件、その他の議案19件の計34件であります。このほか認定6件、報告8件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、「財政健全化取組方針」を踏まえつつ、安全・安心な暮らしの実現や竜巻による農業被害等への対応など、県民生活に関わる緊要な課題等に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、59億3,470万円となり、既

計上予算と合わせた予算総額は、7,888億5,115万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、安全・安心な暮らしの実現についてであります。

災害に強い地域づくりを推進するため、私立幼稚園や社会福祉施設の耐震化を促進するとともに、市町村の防災拠点施設への太陽光発電設備等の導入を支援するほか、緊急防災・減災対策事業費、県単公共事業費等を追加計上し、避難所周辺等の道路の舗装修繕、冠水対策、河川堆積土除去等に取り組むことといたしました。

また、地域で安心できる医療の確保を図るため、小児救急電話相談の相談時間を延長するとともに、新たに地域がん診療病院に対し助成することといたしました。

さらに、交通事故や犯罪の抑止を図るため、老朽化した交通情報板の更新や新型携帯用無線機等の配備を適切に行って参ります。

次に、竜巻による農業被害等への対応についてであります。

去る8月10日の竜巻により被害を受けた農作物等の生産維持のための助成及び資金の融通措置、更には農業生産施設等の撤去に対する支援のほか、国の被災農業者向け経営体育成支援事業に協調し、農業生産施設等の再建・修繕に対する助成を行うことといたしました。

このほか、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援するとともに、しもつけ風土記の丘資料館及びなす風土記の丘資料館につきましては、それぞれ下野市、那珂川町へ

の移管に向けた施設の改修等を行うことといたしました。

第2号議案の流域下水道事業特別会計補正予算は、県央浄化センターの管理を包括的民間委託の受託者に行わせるため、その契約のための債務負担行為を追加するものであります。

第3号議案の用地造成事業会計補正予算は、みぶ羽生田産業団地の分譲に伴う企業債の繰上償還等及び足利市における産業団地開発の事業実施の検討に必要な調査等に要する経費について補正するものであります。

第4号議案、第6号議案及び第7号議案は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、学校の設置者等による重大事態の調査の結果について再調査を行う機関として栃木県いじめ再調査委員会を、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る組織として栃木県いじめ問題対策連絡協議会を、県立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する審議等を行う機関として栃木県いじめ問題対策委員会をそれぞれ設置するため、新たに条例を制定するものであります。

第5号議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第8号議案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、建築基準法の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の

一部を改正するものであります。

第10号議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、栃木県個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、認定こども園の認定の要件を定める条例及び栃木県子ども・子育て審議会条例の一部を改正するものであります。

第12号議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所に対し、業務の質の評価等を義務付けること等のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第13号議案は、薬事法の一部改正等に伴い、栃木県地方薬事審議会条例等の一部を改正するものであります。

第14号議案は、栃木県産業会館の一部の会議室を廃止すること等のため、栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第15号議案は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部改正に伴い、栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例の一部を改正するものであります。

第16号議案は、栃木県公安委員会委員佐藤信勝氏の任期が来る9月30日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第17号議案及び第18号議案は、市町村の境界変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第19号議案は県有財産の取得について、第20号議案は県有財産の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

第21号議案から第23号議案までの3件は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第24号議案及び第25号議案は工事請負契約の締結について、第26号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第27号議案は、県道路線の変更について議決を求めるものであります。

第28号議案は、県の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、議決を求めるものであります。

第29号議案から第34号議案までの6件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件は、企業会計の決算について、それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号は、栃木県立病院の診療料金等に係る債権の放棄に関する報告であります。

報告第2号は、栃木県信用保証協会が行う保証債務に係る求償権の放棄等の承認に関する報告であります。

報告第3号から報告第7号までの5件は、電気事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、用地造成事業会計及び施設管理事業会計の継続費に係る精算報告書の報告であります。

報告第8号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。